

前田和彦監修  
社団法人全国柔道整復学校協会・医歯薬出版(株)編  
**『関係法規』 訂正**

第1版第7刷(2007年2月発行)・第8刷(2007年3月発行)に  
以下の誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

頁	行	項目	誤	正
2	7	2) 成文法の種類	② 条例	② 条約
87	5~10	2) 母体保護法 (不妊手術)	下記上段	下記下段
	誤		2 ①現に数人の子を有し、かつ、分娩ごとに、母体の健康度を著しく低下するおそれのあるもの ②また、前項各号に掲げる場合には、その配偶者についても同項の規定による不妊手術を行うことができる。 ③第一項の同意は、配偶者が知れないとき又はその意思を表示することができないときは本人の同意だけで足りる。	
			2 現に数人の子を有し、かつ、分娩ごとに、母体の健康度を著しく低下するおそれのあるもの ②また、前項各号に掲げる場合には、その配偶者についても同項の規定による不妊手術を行うことができる。 ③第一項の同意は、配偶者が知れないとき又はその意思を表示することができないときは本人の同意だけで足りる。	
87	17~20	(3) 医師の認定による人工妊娠中絶(法第14条) (医師の認定による人工妊娠中絶)	下記上段	下記下段
	誤		1 妊娠の継続又は分娩が身体的又は経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれのあるもの 2 ①暴行若しくは脅迫によって又は抵抗若しくは拒絶することができない間に姦淫されて妊娠したもの ②前項の同意は、配偶者が知れないとき若しくはその意思を表示することができないとき又は妊娠後に配偶者がなくなったときには本人の同意だけで足りる。	
			1 妊娠の継続又は分娩が身体的又は経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれのあるもの 2 暴行若しくは脅迫によって又は抵抗若しくは拒絶することができない間に姦淫されて妊娠したもの ②前項の同意は、配偶者が知れないとき若しくはその意思を表示することができないとき又は妊娠後に配偶者がなくなったときには本人の同意だけで足りる。	
98	8~9	保険の指定と給付	療養の給付ではなく「療養費」の給付として,	療養の給付ではなく「療養費」の支給として,